

株式取扱規則

改正 2022. 8. 10

実施 2022. 9. 1

第1章 総 則

(目 的)

第1条 当社の株式および新株予約権に関する取扱い、株主および新株予約権者の権利行使に際しての手続き、それらの手数料は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款に基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番4号 日本証券代行株式会社
株主名簿管理人事務取扱場所	福岡市中央区天神二丁目14番2号 日本証券代行株式会社 福岡支店

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第3条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

2 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

3 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項等に係る届出)

第4条 株主および登録株式質権者（以下「株主等」という。）は、その氏名または名称および住所等を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第5条 法人である株主等は、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所等を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主等の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所等を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更または解除があった場合も同様とする。

(株式取扱規則)

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主等またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所等を、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。変更または解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主等からの届出が証券会社等または機構を通じて提出された場合は、株主等本人からの届出とみなす。

(新株予約権原簿への記載または記録)

第10条 新株予約権原簿への記載または記録を請求するときは、株主名簿管理人に対して所定の請求書を提出するものとする。

2 前項のほか、新株予約権の取扱いについては別段の定めをすることができる。

(新株予約権者の届出方法)

第11条 当会社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については、第4条から第8条までを準用する。ただし、前条第2項による別段の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第3章 株主確認

(株主確認)

第12条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りではない。

2 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等または機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。ただし、当会社が必要と認める場合には、証明資料等を請求することができる。

3 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。

4 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第4章 株主権行使の手続き

(書面交付請求および異議申述)

第13条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第14条 振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

第15条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93条第1項により当社が定める分量は以下のとおりとする。

- (1) 提案の理由
各議案ごとに400字
- (2) 提案する議案が役員選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項
各候補者ごとに400字

(単元未満株式の買取請求の方法)

第16条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

(買取代金の決定)

第17条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- 2 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取代金とする。

(買取代金の支払い)

第18条 当社は、前条により算出された買取代金を、当社が別途定めた場合を除き、機構の定めるところにより買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。

- 2 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込みまたはゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第19条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払いまたは支払手続きを完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

(単元未満株式の買増請求の方法)

第20条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第21条 同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超過しているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第22条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増代金の決定)

第23条 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- 2 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増代金とする。

(買増株式の移転)

第24条 当社は、買増請求を受けた株式数に相当する自己株式について、機構の定めるところにより、証券会社等を通じて、前条による買増代金が買増請求をした株主によって当社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

(買増請求の受付停止期間)

第25条 当社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 3月31日
- (2) 6月30日

- (3) 9月30日
 - (4) 12月31日
 - (5) その他機構が定める株主確定日等
- 2 前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第5章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第26条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第6章 総株主通知等の請求

(当社の請求による総株主通知)

第27条 当社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には、機構に対し、総株主通知の請求をすることができる。

- (1) 当社が、法令、上場規則、定款その他の規則（以下、「法令等」という。）に基づき株主に対して通知するために必要があるとき。
- (2) 当社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署もしくは金融商品取引所に提供するために必要があるとき。
- (3) 当社が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。
- (4) 上場廃止、免許取消しその他当社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
- (5) 当社の株式等に係る公開買付けその他の大量取得行為またはこれらの提案（潜在的なものを含み、以下「大量取得行為等」という。）に関し、株主に対する情報提供もしくは勧誘をしようとするとき、または、株主もしくはその株式保有状況について確認しようとするとき。
- (6) 当社の買収防衛策の導入、延長、変更、更新、発動、廃止等をするのに必要であるとき、または、当社の買収防衛策に関し、株主に対する情報提供・勧誘、もしくは株主意思の確認をしようとするとき。
- (7) 当社の株式の取引状況、当社の株価の変動状況、時の経過その他の事情に鑑み、直近の総株主通知の時から株主またはその株式保有状況に相当の変動が生じている可能性があり、これを当社の株主名簿に反映するために必要があるとき。
- (8) 当社の取締役会が、株主共同の利益のために、一定の日における株主またはその株式保有状況を確認する必要があると合理的に判断したとき。

(当社の請求による情報提供請求)

第28条 当社は、以下に定める場合のほか正当な理由がある場合には、証券会社等または機構に対し、振替法第277条に規定された請求をすることができる。

- (1) 加入者の同意があるとき。
- (2) 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき。
- (3) 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。
- (4) 当社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署もしくは金融商品取引所に提供するために必要があるとき。

-
- (5) 上場廃止、免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。
 - (6) 当会社が、当会社の株式等の大量取得行為を行う者もしくはこれらを行う可能性がある者（これらの共同保有者および特別関係者等を含む。）の存在を認識し、またはかかる存在を合理的に推認し、当該者またはその株式保有状況について確認するために必要があるとき。
 - (7) 株主が、当会社の株式等の保有につき、法令等に基づく義務を遵守していない可能性があるとき、または反社会的勢力に該当する可能性があるときに、当該株主またはその株式保有状況について確認するために必要があるとき。
 - (8) 株主として当会社に対して請求等（違法または不当な要求を含む。以下本号において同じ。）をする者（過去に当会社に対して請求等をした者および将来請求等をする可能性がある者を含む。）の存在を認識し、またはかかる存在を合理的に推認し、当該者またはその株式保有状況について確認するために必要があるとき。
 - (9) 当会社の取締役会が、株主共同の利益のために、特定の株主の当会社の株式等の取得、保有、譲渡もしくは処分の有無、時期その他の内容、またはかかる株式等の数等を把握する必要があると合理的に判断したとき。